

# ハートハウス成城 訪問看護ステーション

ご自宅に **看護師** がお伺いして、  
**処置、全身状態の観察** を行います。

## 疾病の予防・悪化の 早期発見

血圧、脈拍、体温などの測定を  
して異常の早期発見に努めます。

## 医療的処置の実施 相談指導

在宅酸素療法、吸引、膀胱留置カ  
テーテル、人工肛門、床ずれ予防、  
処置、点滴、中心静脈栄養、胃瘻  
チューブの管理やご本人、ご家族に  
あった説明、技術指導をいたします。

## かかりつけ医師 サービス事業者との連携

病状や介護状態の状況に関して、主  
治医やケアマネジャー、関連事業所  
との連絡、調整をいたします。

## 薬の管理 副作用に対する対応

内服が正しくできるよう管理した  
り、副作用の出現を観察します。

## ターミナルケア ご家族の支援

365日訪問可能、24時間電話対応  
でき、必要があれば訪問もいたします。

## ご本人 ご家族の 療養上の相談

日常生活を整え、悪化  
予防、健康状態の保持  
に努めます。

## 日常生活の支援

排泄の支援、入浴、清拭、洗髪など  
の実施とともに皮膚状態の観察、関節  
の動きなどを確認します。



ご不明な点などございましたらお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

❤️ 社会福祉法人 青藍会

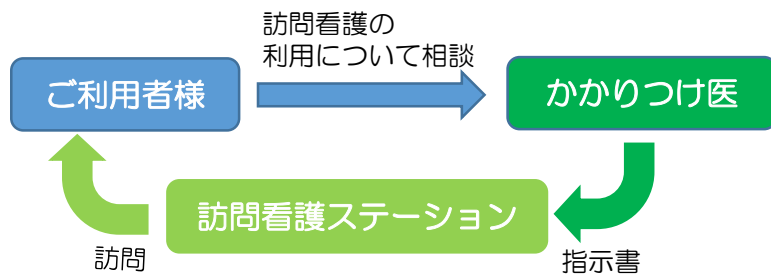
青藍会在宅医療支援センターハートハウス成城

**T 03 (3416) 4160** ひらい  
事業所長：平井



## ◎医療保険で訪問看護を利用する場合

- 利用条件 65歳以上・・・・・・・・・・介護保険に該当しない方  
 40歳以上65歳未満・・・・・・・・介護保険2号被保険者以外の方  
 0歳以上40歳未満・・・・・・・・医師が訪問看護の必要性を認めた方

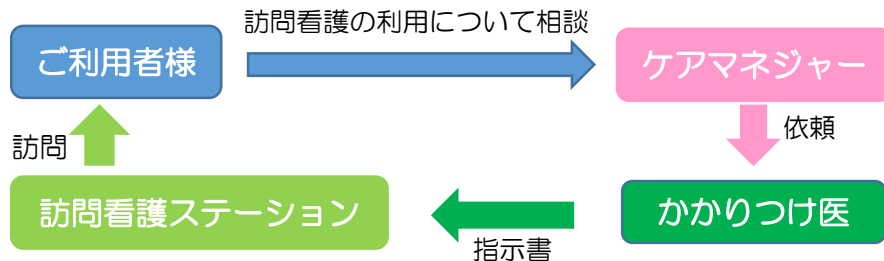


※介護保険が認定されている方でも下記の条件にあてはまる方は医療保険での利用になります。

- ・厚生労働大臣が定める疾病（末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症など）の方
- ・病状の悪化により医師が頻回の訪問が必要と判断した場合（特別指示書発行）

## ◎介護保険で訪問看護を利用する場合（要支援・要介護認定が前提）

- 利用条件 介護保険を申請し要支援・要介護認定された方は、医療保険ではなく介護保険を優先的に利用すること



## ◎利用料金

介護保険法定利用料自己負担金  
 訪問看護費（1回あたり）

ご利用者様負担額		1割の場合	2割の場合
看護師による訪問の場合	所要時間30分未満	533円	1,065円
	所要時間30分以上1時間未満	931円	1,861円
	所要時間1時間以上1時間30分	1,275円	2,549円
6:00~8:00、18:00~22:00の場合		上記料金の1.25倍	
22:00~6:00の場合		上記料金の1.5倍	

医療保険・高齢者医療

訪問看護基本療養費＋訪問看護管理療養費（1回あたり）

ご利用者様負担額	1割の場合	2割の場合	3割の場合
月1回目の場合	1,290円	2,580円	3,870円
月2回目以降の場合	848円	1,696円	2,544円

※状態によって各種加算あり。

※特定疾患医療受給者証をお持ちの場合は、法定利用料自己負担金は不要です。

ただし、ガーゼなどを使用した場合の衛生材料費等は、お支払いいただきます。

※利用者負担額は、お手持ちの被保険者証、公費負担医療制度の適用の有無等により異なります。